

令和4年6月17日

公立大学法人 公立鳥取環境大学
理事長 江崎 信芳 様

監事

北野 栞子

監事

い谷 昇

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第10期事業年度における法人の業務の実行を監査いたしました。その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は令和3年度公立大学法人公立鳥取環境大学監事監査計画に基づき、経営審議会に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から業務運営の報告、関係者から業務処理の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 理事長、副理事長、理事の職務の執行に関し、不正の行為若しくは法令・定款に違反する重大な事実は認められません。なお、法人と理事長、副理事長との利益が相反する事項は認められません。
- (6) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められます。